

大津市環境基本計画（第3次）中間見直し支援業務
企画提案書作成要領

- 1 企画提案書の作成にあたっては、以下の項目に留意して企画提案書を作成すること。なお、本業務を効果的かつ円滑に実施するため、新たな提案項目等の追加を妨げない。
 - (1) 本業務の実施にあたっての総合的な考え方
本業務の応募に至った経緯や動機、総合的な業務の進め方、提案者の強み など
 - (2) 社会情勢の変化等を踏まえた大津市環境基本計画（第3次）（以下「本計画」という。）
中間見直しの方向性
本計画の評価や見直しを検討すべきポイント、大津市での課題と考える事項 など
 - (3) 業務内容における進め方等の提案
仕様書の「3 業務内容」に基づき、具体的な進め方や作業についての提案 など
 - (4) 本業務の円滑な推進とより良い計画とするための追加提案
仕様書に掲げる業務、提案者業務提案をより円滑かつ効果的に進めるための提案業務 など
 - (5) 実施体制の提案
本業務の全体管理体制、各業務の推進体制、担当者の業務実績 など
 - (6) 工程計画の提案
- 2 下記スケジュール（予定）を参考にすること。
 - (1) 大津市環境施策推進本部（府内における協議）
令和8年5月下旬、令和8年10月中旬
 - (2) 大津市環境審議会
令和8年6月上旬、令和8年11月上旬
 - (3) パブリックコメント
令和9年1月中旬
 - (4) 計画策定
令和9年3月中旬
- 3 大津市環境基本計画（第3次）の推進状況について、大津市環境審議会の議題として報告している資料を参考にすること。
- 4 企画提案書はA4版、長辺綴じを基本とし、表紙に「大津市環境基本計画（第3次）中間見直し支援業務企画提案書」と記載し、原本1部、副本2部のみ余白に会社名等を記載すること（副本6部については、会社名等企画提案者を特定することができる内容を除く）

こと)。

5 提出部数は9部（原本1部、副本8部）とし、提出後の資料追加、修正は認めない。また、提出された書類等は返却しない。

6 必要に応じて、補足資料の提出を求めることがある。

7 具体的なプレゼンテーションの日程等については、別途通知する。